

食糧用特別売買麦等買受資格審査申請書 (麦加工品・調製品用)

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

住 所：
商号又は名称：
代表者氏名：

食糧用特別売買麦等の買受けを行うことについて、輸入麦の買入れ・販売等に関する本要領第4章のI第3の3の(3)のウの規定に基づき、麦加工品・調製品に係る買受資格の審査を申請します。

なお、申請に当たり下記事項を誓約します。

記

- 1 この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないこと。
- 2 申請者（当該者が法人の場合にあっては、役員、代理人、支配人その他使用人を使用する者を含む。）が、麦の流通に関する法令（※1）の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。
- 3 麦の流通に関する法令又は契約の違反等により農林水産省農産局長から買受資格の取消しを受けた者にあっては、その取消しの日から2年を経過していること。
- 4 当組合（連合会）に所属する構成員の需要に基づいて買い受けた輸入麦は、当該構成員に対し供給すること。

※1 麦の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）、飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）、農産物検査法（昭和26年法律第144号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

種 類	
買受目的 (用途)	限定なし ()
取扱数量	トン (前年度 トン)
自己資本額	万円

- (注) 1 種類欄は、小麦粉等、小麦製品、大麦粉等、大麦製品を記入すること。
- 2 買受目的(用途)欄は、具体的な使用目的を()書きで記入すること。
- 3 申請の際には、法人にあっては、履歴事項全部証明書又は登記簿謄本及び財務諸表(貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書)を添付するものとする。
- 4 申請者が団体の場合は、所属構成員の名簿を添付すること。
- 5 麦加工品・調製品の取扱数量確認書及びその他審査に必要と認める書類を添付すること。
- 6 前頁記の4については、申請者が団体の場合のみ記入すること。

麦加工品・調製品の取扱数量確認書

麦加工品・調製品の取扱数量について、確認書類^{※1}を添えて、以下のとおり報告します。

1 年度^{※2}麦加工品・調製品の取扱数量

(1) 取扱数量実績

_____トン（4月1日～ 月 日分）

(2) 取扱見込数量^{※3}

_____トン（ 月 日～3月31日分）

(3) 実績及び見込の合計

_____トン（4月1日～3月31日分）

2 年度^{※4}麦加工品・調製品の取扱数量

_____トン

※1 確認書類として、台帳や契約書等の写しを添付すること。

※2 申請日の属する年度とすること。

※3 引取先との書面による契約により取扱いが確実と見込まれる数量を記載すること。

※4 申請日の属する年度の前年度とする。